

**情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会  
CISPR F 作業班（第 2 回）議事要旨（案）**

1 開催日時：平成 23 年 8 月 8 日（月） 15 時 00 分～18 時 00 分

2 開催場所：総務省 1 階 共用会議室 3

3 出席者（順不同）

【構成員】多氣主任（首都大学東京）、平伴主任代理（パナソニック電工）、山下主任代理（JET）、石田構成員（ARIB）、井上構成員（KEC）、徳田構成員（東京大学）、中野構成員（JEMA）、前川構成員（ダイキン工業）、三塚構成員（TELEC）

【事務局】浦賀監視官・加賀谷・郷藤（総務省）

4 議事概要

(1) 事務局から配付資料の確認が行われた。

(2) 事務局から構成員交代の説明があり、新構成員の挨拶があった。

(3) 資料 2-1 前回議事要旨案について、修正意見等あれば 1 週間以内に事務局まで連絡することで承認された。

(4) 資料 2-2 CISPR ソウル会議 SC/F 対処方針（案）について、山下主任代理から説明があり、以下の議論の後承認された。

○前川構成員：RMS-AV 検波の導入について、2 月の WG1 中間会議で、CISPR13 に問題が発生したので中断すると提案者のドイツから申し出があったので、報告があると思われる。

平伴主任代理：その問題の内容について知らされているか。

前川構成員：事前に知らされていなかった。口頭で報告があったのみ。

井上構成員：私が聞いているのは、CISPR13 で既に RMS-AV 検波器を導入して規格が発行されたが、その検波器を使用するとデジタル無線業務保護に対する評価は良いが、アナログ無線業務保護に対しては良くないということが CENELEC の中で問題となり、EN 規格が発行されていないということである。

○多氣 主任：今回、その場で票決となるような案件はあるか。

前川構成員：CISPR14-1 及び 14-2 では無いと思う。

平伴主任代理：CISPR15 では CISPR/TR30-1 及び 30-2 について賛否が問われると思われる。双方とも日本提案が反映されていないため、確認する必要がある。

井上構成員：DTR は FDIS に相当するため、技術的なコメントは反映されないのではな

いか。

多氣 主任：DTR への進め方にも問題があるようなので、そのあたりも含めて確認して進めてもらいたい。

○多氣 主任：S/338/INF について審議したい。どのような機器に影響があるか。

井上構成員：アースのついていない2線だけの機器すべてである。この問題は SC/F に限らないので、SC/S にかげられることになった。

山下主任代理：現回答案では「賛成」となっているが、二重絶縁機器に限定されていることに違和感がある。CISPR 14-1 の擬似手を用いる方法を検討してもいいのではないか。

井上構成員：三つの理由により「反対」である。一番目として、二重絶縁機器は近傍に金属板があると伝導妨害波電圧が大きくなるので、近傍に金属板がある場合でも測定すべき、とあるが、妨害の直接的原因となる放射妨害波が大きくなるかどうか不明である。二番目として、シミュレーション結果の内、近傍に金属板があるものは共振が起こっており、再現性が悪くなる恐れがある。三番目として、これまでは近傍の金属板なしで測定しているので、これまでとの相関が取れず、混乱が生じる。

多氣 主任：質問のところに「従来のすべての試験法の妥当性に影響を与えることに注意し」となっている以上、その覚悟を決めて回答すべきである。F 作業班としては「反対」として意見照会に回答する。

(5) 資料 2-3 CISPR ソウル会議 SC/F WG1 対処方針（案）について、前川構成員から説明があり、以下の議論の後承認された。

○山下主任代理：IH 調理器の測定時の電源電圧についての提案は、定格電圧から±10% 変動させるということか。

前川構成員：CISPR14-1 Ed. 5 Amd2 では、定格電圧、定格周波数にて試験を行うよう記載されている。

井上構成員：CISPR11 から移管することを決定した時には測定条件を一切変更しないということであった。IH 調理器は電源電圧を変更すると発振周波数が変化する、定格値というのがその理由である。

(6) 資料 2-4 CISPR ソウル会議 SC/F WG2 対処方針（案）及び 3m での放射妨害波測定提案に関する PPT 資料について、平伴主任代理から説明があり、以下の議論の後承認された。

○山下主任代理：安定器内蔵ランプに適している調光器というのはい多いのか。

平伴主任代理：メーカーによって異なり、日本でも一概には言えない。

山下主任代理：日本では扱いに苦慮するのだが、負荷は白熱電球に限らざるを得ない

のか。

平伴主任代理：調光器を評価する時は白熱電球、調光器を対応のコンパクト蛍光灯ランプを評価する時は同じメーカーのものを用いなければ無理と思われる。

○徳田構成員：10m より 3m の方が厳しい許容値となるのか。

平伴主任代理：3m の方が許容値に対して余裕がある。

徳田構成員：逆であれば導入に異論はなく、測定結果に疑義があっても 10m で再測定すれば良いが、3m の方が厳しくないとなると懸念が残る。

山下主任代理：偏波と周波数によっては 3m の方が厳しくなる例もあるが、照明器具では 10m の方が厳しい。

井上構成員：10m, 3m とともに照明器具の外縁からアンテナまでの距離を測っており、3m の場合は電源線の垂直部分からアンテナまでの離隔距離が 10m の場合と比較して相対的に大きくなることによる影響があると思われるので、距離補正をすればそんなに差は無いのではないか。

山下主任代理：照明器具の測定配置は電源線を回転台の中心に配置するので、3m を中心からの距離とすれば、距離補正の問題は解決できるのではないか。

平伴主任代理：ご意見を踏まえ、再検討する。

(7) 資料 2-5 CISPR ソウル会議 JTF A/F 対処方針（案）について、平伴主任代理から説明があり、以下の議論の後承認された。

○徳田構成員：Conversion Factor とは何か

平伴主任代理：10m 法と CDNE 法との相関を定めるものである。欧州と日本でラウンドロビンテストを実施し、その結果から定めているが、結果には 10dB 程度のばらつきがあり、妥当な Factor 値が得られるか疑問である。

徳田構成員：ばらつきがある場合は最も厳しいものを採用すべきである。

多氣 主任：Conversion Factor の不確かさの扱いによっては、最も厳しいものを採用することになるのではないか。

徳田構成員：Alternative method に対する見直しの提言もあり、しっかりとした測定法、許容値となるようにしてもらいたい。

(8) 資料 2-6 CISPR ソウル会議 SC/F 関連会議参加者（案）について、事務局から説明があり、特に異議なく承認された。

(9) その他

次回会合は未定。

以 上